

大通達甲（警）第6号  
平成31年4月2日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長  
警察学校長 殿  
各警察署長

警察本部長

大分県警察犯罪被害者支援推進委員会設置運営要綱の制定について（通達）

犯罪被害者支援の実施に関し、その推進状況を把握し、必要な調整を行うために警察本部に設置した大分県警察犯罪被害者支援推進委員会については、「大分県警察犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について」（平成25年3月26日付け大通達甲（警）第2号）に基づき運用しているところであるが、この度、別添のとおり「大分県警察犯罪被害者支援推進委員会設置運営要綱」を制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（広報課犯罪被害者支援係）

別添

## 大分県警察犯罪被害者支援推進委員会設置運営要綱

### 第1 設置

警察本部に大分県警察犯罪被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 第2 任務

委員会は、犯罪被害者支援の実施に関し、その進捗状況を把握し、必要な調整を行うことを任務とする。

### 第3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警務部長

副委員長 警務部広報課長

委員 警務部 会計課長及び警務課長

生活安全部 地域課長、人身安全・少年課長、生活環境課長及びサイバー犯罪対策課長

刑事部 刑事企画課長、捜査第一課長、捜査第二課長及び組織犯罪対策課長

交通部 交通指導課長及び高速道路交通警察隊長

警備部 警備第一課長

### 第4 運営

1 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、副委員長及び委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長を代行する。

### 第5 庶務

委員会の庶務は、警務広報課において処理する。

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月2日から施行する。